



## 紹介 高野雄一著「国際社会における人権」

芹田, 健太郎

---

(Citation)

国際法外交雑誌, 77(1):74-79

(Issue Date)

1978-05

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007142>



## 紹介

高野雄一著

## 『国際社会における人権』

(一九七七年 岩波書店)

神戸商船大学助教授

芹田 健太郎

高野教授は、周知の通り、わが国における難民問題に世の関心を高めるために、宮崎教授とともに積極的な取り組みをされる『世界』昭三十八年六月号)と同時に、わが国における最初の政治亡命事件判決である尹秀吉事件東京地裁判決を導き出した鑑定(法セ・一九六九/五)を出され、その同じ鑑定を基礎にした柳文卿事件東京地裁判決をくつがえした東京高裁判決を「残念な判決」と痛烈に批判し(ジュリ・一九七二・三・一五)、最高裁が尹秀吉の上告を棄却するや、ただちに「政治犯の本国送還は裁量行為か」(法セ・一九七六/四)と題する強い批判をこめた論文を発表され、さらに、また、一九六五年の日韓協定による協定永住権者の退去強制事例の最初のものとして東京地裁に係属中の申京煥退去強制事件(昭四八年(行ウ)第一四八号、昭四九年(行ウ)第九五号事件)にも、昨七七年九月上旬鑑定書を提出されるなど、外国人の出入国や犯罪人引渡の分野で学界にも問題を提起し続けておられる。そして、国

際法学会理事長の要職のかたわら続けておられたのであろう研究を、昨秋、岩波書店の現代法叢書の一つとして公刊された。それが本書であり、編集委員会の指名によりこれを紹介できるのを大変光栄に思う。

## (一)

さて、本書は八章と結章から構成され、はしがきやあとがきはない。はしがきやあとがきによって筆者の意図を読むことに慣れている者には、その意味では、辛い。また、教授の年来の、政治亡命や退去強制に関する仕事から推して、本書に亡命や難民に関する記述を期待して本書を手にする者は裏切られた思いがするであろうし、「国際社会における人権」という書名から、国内法とくに憲法で語るような人権の内容についての議論が語られているものと速断して本書を繙く者は、本書に何か異質のものを感ずるであろう。本書で高野教授が扱おうとされるのは、人権の内容ではなく、「国際社会における人権保障の履行確保の諸問題」いわゆる実施措置(implementation measures)の問題であり、これは、一九六八年のテヘランにおける国際人権会議において、今や、人権の「定義の時代」は過ぎ、「実施の時代」を迎えようとしている、ということが言われ、実施措置の問題の再検討が行なわれたことに通じる、といえようか。それはともかく、ひとまず、本書の構成を紹介し、順次問題を掘り下げてみたい。

## 第一章 人権と国際社会

## 第二章 人權と外交的保護權

### 第三章 労働權、人權の國際的保障と國際平和

### 第四章 植民地人民の自決の權利

### 第五章 人權保護の傳統的國際秩序を越えて

### 第六章 労働の權利に関するILOの國際的保障

### 第七章 人權に関する西欧機構の國際的保障

### 第八章 國際人權規約と國連体制

### 結びの章 総括と展望

## (二)

本書の第一章から第五章まではいわば序論であり、第五章はその序論の結びとして、本論たる第六、七、八章で分析する視点を示している。曰く。「國際社会の組織化は進んでいるとはいえ、外交的保護權（あるいは人道的干渉權）の背後にある國家權力のようなものは、今日いかなる國際機構にも備っていない。そこで現代における新しい人權の國際的保障がどのように行われようとしているのか、また行われているのか、どんな問題がそこにあるのか、それを次章以下ですこし分析し検討してみなくてはならない」（二〇二頁）と。つまり、高野教授の主要なモチーフは、「外交的保護を乗越えて」「人道的干渉を超越して」である。なぜそうであるのか。教授によれば、「一九世紀における國際社会に展開した個人の生活上の利益や權利の保護は」「……相手國の國民、つまり相手の外國人に權利を認め保護するといふものから、一定の生活利益をひろく個人に對し

て認め保護するといふ方向へ進んでき」「さらに、二〇世紀に入つて、なかならず第二次大戰後に個々の生活上の權利から進んで、基本的人權一般が各國國法による保護の体制から國際的保障を求めて、國際社会の場に登場してきた。國際社会に人權価値の認識と人權尊重の意識が滲透し拡大し定着してきた」（六〇頁、同旨九九頁）からである。

ところで、人權の國際的保障とは何であるのか。高野教授は『國際法概論（補正版）』（一九六五年、弘文堂新社）第六章個人と國際法では、國際的保障を、（一）個人の利益・權利・地位の國際行政的保障、（二）少数民族の保護、（三）基本的人權の保護と分けて論じ、外交的保護を別に扱っておられる。ところが、本書では、個人の權利の保護も、人權の保護も、同列に論じておられるように思えてならない（特に第一章）。そもそも個人の權利については、國際法は、外國人制度の中で、扱ってきており、たとえば、十九世紀來の國際慣習を成文化したにすぎないとされて一九二八年の外人の地位に関するハバナ條約第五条にみられるように、國家は、生命・身體の安全や名譽の維持等のいわゆる人格權については、外國人にも自國民と平等の保護を与えるものとされ、その他の私法上および公法上の權利については國家間の特別條約に委ねられており、ただ私權については、多くの國家は、特別の立法（わが國の例として、船舶法、航空法、水先法、鉱業法など）によつて外國人に禁止する權利のほかは、すべて享有を許しているのである。しかし、これらは外國人法の原則であつて、これらの權利侵害は、國家責任―

外交的保護、とつながる一連の国際法制度の問題である。ところが、人権の国際的保障の問題は、経験的に、オッペンハイム・ローター・パクト、ウォルドック、横田喜三郎、田畑茂二郎など多くの学者が指摘するように、第二次大戦の人権侵害が契機となって生まれた。オッペンハイム・ローター・パクトは、「国連憲章以前には・・・人間の基本的、不可譲の、または自然的権利」としばしば表現されているものを国際法は認めなかった」という。人権の国際的保障の必要は、人権の国内的つまり憲法的保障だけでは十分でなかったという第二次大戦の経験に基づいている。従って、人権の国際的保障の特色は、トルコ等近東諸国の少数民族の保護とか、植民地原住民の保護とか、在外自国民の保護にあるのではなく、国内の自国民の人権の保護を国際的に負うという点にあるのではないであらうか（なお、人権は、私権ではなく、公権であってそのうちの最も重要なものである）。戦後ドイツをヨーロッパ社会に復帰させるための条件の呈示ともなったヨーロッパ人権条約は、その実体規定の実に三分の二が、人身の自由に関するものであり、市民的・政治的権利に関する国際規約も約二分の一がこれであるという事実が、第二次大戦の経験に由来するということを如実に示しているように思えてならない。

### (三)

さて、序論につづく本論にあたる第六、七、八章は、それぞれILO、欧州審議会(Council of Europe)、国連に、あてら

れている。人権の国際的保護の制度化の観点からは、米州制度も見逃せないように思える（とりあえず、拙稿「米州における人権の保護」法学論叢八六巻二号参照）が、これへの言及はない。紙数の関係でもあったのであろうか。

一 ILOの部分は、ILOの国際的保障、労働条約の遵守に関する争訟、ILOの国際的保障の分析と評価、の三節からなるが、その力点はケースの紹介と保障方式の分析・評価にある。ケースの紹介はILO憲章第二十四条および第二十六条にもとづく申立・苦情にかざられ、国際法学者の手によるものとしては初めてであるが、それ以上に特別の意味は見い出せない。ILOの国際的保障の分析と評価としては、申立・苦情の憲章上の基礎、苦情の審査、争訟処理の二つの基本方式を一瞥したのち、人権に関する国際的争訟、外交的保護・人道的干渉を越えて、ILO保障秩序の存在理由、ILO保障機構の存在理由、労働権に関する部分の共同体秩序へ、と説き進め、「それなり」のものがあり、「個人の権利の確保のためにまともに国家の外交的保護権が行使される場合・・・のように、人権を確保する現実の力は強くない。その点では、ILOが国際機構として労使の代表のような非政府的要素を構造的に取込んだ独自の特色を示すにかかわらず、その構造の中心に伝統的な政府代表の要素を維持していることが、まだしもその国際的な保障に実効性を賦与することになっている」（一八八頁）と述べられている。

さて、ここでも一つ疑問があるので、次に簡単にこれに触れてみたいと思う。高野教授も引用されるランディの著が公けに

された一九六六年までにILOが採択した労働条約は一一九を数える。ランディはILOの三十年の経験から、これら条約の国際的監視の実効性を問題にしている。しかし、労働条約一一九のうち、ジェンクス等の学者が、人権の保護に関係するものとして通常あげるのは、一九四八年の結社の自由・団結権保護の八七号条約、四九年の団結権・団体交渉権の九八号条約、五年の同一報酬の一〇〇号条約、五七年の強制労働廃止の一〇五号条約、五八年の雇用・職業における差別禁止の一〇一号条約である。これらのうち八七号・九八号の両条約（一〇五号条約も含められるのであろうか）のいわゆる労働組合権の侵害事件で、結社の自由委員会が扱ったものは、「一九七六年現在までに、八〇〇を越えている」（二三頁）。ということとは、ILOの人権保障の活動の中核には、ILO憲章上の基礎はいまいであるが、結社の自由委員会が据えられていると言ってもいいのではないであろうか。その点で、結社の自由委員会について語られることの少いのが寂しい。もともと、この点は、戸田義男が夙にその著『ILOにおける労働組合権の保障』（一九七一年、日本評論社）で約百四十頁を費して論じ、その後も憲章上の基礎のあいまいさをめぐって執拗に追及している（神戸商船大紀要・文科論集・第二十三号、第二十五号、第二十六号）ことがあつてのことかも知れない。

二 欧州審議会の部分は、西欧機構における人権争訟―ケース―、西欧機構の国際人権保障―分析と評価―、西欧人権機構の構造、西欧機構による人権保障の機能、の四節からなる。前

章と同じ構成にすれば、本章第三節が前章第一節に、本章第一節は前章第二節に、本章第二節と第四節が前章第三節に相当し、配分された頁数も同じになる。しかし、高野教授の意図は、一九七五年末までで欧州人権委員会に受理された国家の申立十三件と個人の申立のうち既決の六三三七件中受理された一三一件（二二七頁）をあくまでも実証的に「原資料」にあたつて検討し、「欧州人権保護条約、欧州人権保障機構の作動の諸側面を可能なかぎりよく代表するものを取出し」て（二二八頁）全体像を描くことにある。ヨーロッパ人権条約については、わが国には宮崎繁樹の先駆的研究があり、私も十二年前に論文を書いた。そして憲法学者野村敬造が一九七五年に浩瀚な著作を世に送り出した。こうしたことを念頭に置いて、本書のこの部分を読むと、高野教授の関心は、どちらかといえば、人権というより、むしろ国際組織にあるように思えてならない。このことは、本書が人権の内容ではなく、実施措置の問題を扱おうとしていることの当然の帰結のようにみえるかも知れないが、少し違ふように思える。一般国際法上、たとえば、調停は条約の適用・解釈をめぐる紛争のような典型的な法律紛争には用いられず、非法律紛争のために用いられるのが原則である（一般議定書参照）が、人権諸条約では調停に大きな力点がおかれている。これはなぜなのか。また、高野教授は、欧州人権委員会の成功が、「西ヨーロッパの社会的基盤と伝統・・・に密着した地域的国際社会の組織化をこの欧州人権委員会が基盤としていることに由来する」（二五三頁）とされるが、国際人権規約の場合

はどのように考えるべきであろうか。また、外交的保護権の発動を抑止する機能をもっている国内的救済原則が、外交的保護権を乗り越えてこれとは無縁な筈の人権諸条約に導入されているのはなぜなのか。もし国内的実施が第一であるとすれば、それはどのようなものであるのか。こうした問いも実施措置の問題に含まれるように思われるからである。ともあれ、総合的評価として、高野教授は、「国家主権（権力）構造にかかわらず統合への過程を生みだしている西欧社会の伝統と基盤の上で、人権の国際的保障に現実の成果をもたらしていることには、充分注目する必要がある（二六五—六頁）」とされる。

三 国連の部分は、国連体制における人権、国際人権規約——AとBと——、社会権の国際的保障——A規約——、自由権の国際的保障——B規約——、の四節からなる。高野教授の問題関心は、「人権全般について普遍的な国際的保障を期するこの秩序と機構は、どのような手続・方法をもって人権の国際的保障を確保しようとしているか（二八四頁）」という点にある。そして国連憲章第五十六条や二条七項から世界人権宣言まで「国連体制における人権」が一瞥<sup>づ</sup>されている。しかし、これまでのところ国連関係の人権条約は十八の多くを数えるのであるが、この事実には全く言及されていない。人権の国際的保障は、戦争直後はナチズム・ファシズムといった全体主義の人権抑圧への反発からいわば熱狂的にとりあげられ、世界人権宣言、ジェノサイド条約を生み出し、その後植民地解放との関係で論じられ、さらにアパルトヘイト政策との関連で論じられてきた。こ

うした中で多くの宣言・条約（ST/HR/1参照）を採択してきた国連は、人権に関する国際標準設定者としての役割を常に果たしてきたと考えられる。このことの意味を大家の口から聞きたいという気持が私には強い。

さて、国際人権規約については、その分析と評価の問題意識として高野教授は次のように語られる。「この国際社会に特別の法秩序、組織が設定されないならば、人権の国際的保障は、国際社会に伝統的な外交的保護ないし人道的干渉の機能に頼るほかない。ところが、人権の国際的保障に関して、これらの国家間の政治的外交的手段に伴う制約あるいは弊害は、すでに充分にみたところである。一九世紀に臺頭し、二〇世紀に現実化した人権の国際的保障の要求は、それらの伝統的手段では対応しえないものを含んでいる。そこには新たな意味をもつ秩序と機構の対応が要求されている。国連は、すでにその憲章で、国際平和と機構、政治機構として、それ自らが人権の国際的尊重の秩序・機構でもあることをあきらかにした。しかも、国連は人権そのものの普遍的価値に基づいて、その国際的保障の特別の秩序を創設することを予定し、それを実現した。それが国際人権規約なのである」（三二〇頁）。そして、この国際人権規約の実施措置が、第三節と第四節で、ほぼ条文に従って、ILOおよび欧州審議会のそれとの比較で論じられている。ただ、ここでも欲を言えば、当事国数が百に迫ろうとしている人種差別撤廃条約（さしあたり金東勲「人権の国際的保護と人種差別撤廃条約」大阪経済法科大学法学論集第二号参照）の実施措置は、

国際人権規約のそれをモデルに作成されたので、これとの比較でもみられれば、なお一層論点が明確になったであろうにと惜しまれる。

(四)

高野教授の著作の紹介といいながら、書き連ねてきたことは、結局、亡命や退去強制問題で常に学界をリードしてこられた教授に一度お尋ねしたいと思っていた私の心の中に巣くう疑問ばかりであった。私としてはここでもやはり疑問が残るが、高野教授は、「ILO、西欧機構、国連（とくにB規約）体制の人権保障秩序のなかに認められる構造変革的な、歴史的社会的発展の要素を、これらの制約要因の冷徹な現実認識のなかで、われわれとしては、理論的にも実践的にも将来にむかって評価していくべきものと思う」（四〇二頁）と述べて擲筆された。

（一九七八・二・二二）